

家族参加歓迎

託児あり

参加無料

愛媛県家事参画・育休支援事業 2025

家族の笑顔のためにがんばる

パパたち集まれ!

ワーク&交流会

全7回
開催

2025年7月19日(土)～
2026年1月24日(土)

社会全体でスクラムを組んで、家事や育児をがんばる
パパ・ママたちを応援する「えひめスクラムプロジェクト」。

毎年好評のワーク&交流会は、
もっとパパを楽しむための内容が満載です!

昨年200名以上の方にご参加いただきました。
家事のコツや親子コミュニケーションに役立つヒントも!
パパ同士の交流や、家族の思い出づくりもできる、
楽しい交流会にぜひご参加ください!

こんな方におすすめです

- ✓ 子どもとのコミュニケーションの
とり方が難しい
- ✓ パートナーと協力したいけど、
何をすればいいのかわからない
- ✓ 育児や家事について
もっとリアルな話が聞きたい

- ✓ 周りに子育てをしている男友だちが少なく、
相談できる人がいない
- ✓ SNSや育児本の情報に振り回されて、
正解がわからなくなっている
- ✓ 家事は苦手だけど、
何か得意なことをつくりたい

詳しい内容・お申し込み・お問い合わせは裏面をご覧ください

どの回でもご応募可能！お申し込み受付中！ ※定員に達し次第受付終了

参加
対象

子育て中のパパ、家事・育児について学びたい人

参加費無料！各分野の専門家が教えます

／ 中 予 ／

シーフードマイスターがやってくる！

親子で楽しいお魚クッキング

日時 8月9日(土) 10時～12時



お魚のプロ「シーフードマイスター」が、初心者でもできる三枚おろしを伝授します！骨抜きやウロコ取りは親子で夢中になれる面白さ。お子さまの食育や自由研究にもぴったり！

定員 15組

会場 松山市男女共同参画推進センターCOMS

講師 八幡浜市シーフードマイスター連絡協議会

プロアスリートの技でパパカUP！

補助輪はずし講座 in 松山

日時 11月22日(土) 10時～12時



お子さまの一生に一度の自転車デビューを応援！プロのサイクリングチームVelolienが、ご家庭でもできるアシスト方法を伝授します。あそび場ナナイロ無料利用特典あり！

定員 15組

会場 だんだんPARK(松山市)

講師 Velolien松山



パパと楽しくチャレンジ！

親子DEなわとび in 松山

2026年
日時 1月24日(土) 10時～12時



レベルに合わせて教えてくれるのでなわとびが苦手なお子さまも楽しく跳べます。どこでも手軽にできるので、家族コミュニケーションにも一役買います。パパのカッコいいところも見せられるかも!?

定員 15組

会場 松山市総合コミュニティセンター

講師 一般社団法人 愛媛県なわとび協会

／ 東 予 ／

パパもおうちスッカリ名人に！

親子おかたづけ講座

日時 7月19日(土) 10時～12時



おかたづけの達人が親子で楽しくできる片付けのコツを教えます。おうちスッカリ、ママはニッコリ。夏休みの自由研究用資料と木育ひろば「木音」チケットプレゼント！

定員 10組

会場 ワクリエ新居浜

講師 お片付けの学び場。代表 上原千鶴

パパのサポートで成功体験を！

補助輪はずし講座 in 今治

日時 11月15日(土) 10時～12時



四国初のプロサイクリングチームVelolien松山の選手が、お子さまの一生に一度の自転車デビューを応援！ご家庭でもできるアシスト方法を伝授します。

定員 10組

会場 アシックス里山スタジアム(今治市)

講師 Velolien松山

／ 南 予 ／

プロの撮影テクニックを習得！

プロカメラマン写真講座

日時 11月1日(土) 10時～12時



昨年好評だった写真講座が再び！プロが優しく丁寧に撮影のポイントを実践レクチャーします。お子さまの情操教育にもなるスポットで、家族のベストショットを残しませんか？

定員 10組

会場 八幡浜港フェリーターミナルビル

講師 プロカメラマン



パパもみんなも楽しくマスター！

親子DEなわとび in 内子

日時 12月6日(土) 10時～12時



お子さまのなわとびマスターと一緒にサポート！パパも童心にかえてゲームに挑戦して、親子でコミュニケーションをとりながら体力づくりしよう！

定員 10組

会場 内子町文化伝習センター トレーニング室

講師 一般社団法人 愛媛県なわとび協会

昨年参加者
満足度 90%以上

… 昨年のイベント参加者の声



はじめての参加で緊張しましたが子どもが騒いでも快く受け入れてくれる雰囲気がとてもよかったです。

楽しみながら子どもの新たな一面を知る事が出来ました。



あえて「ママが居ない」という空間を創る事にも各々意義が有る感じました。



※昨年のイベントの様子

お申込み・お問い合わせ

えひめスクラムプロジェクト事務局

【メール】share@ehime-scrumproject.jp

【電話】089-945-1139

【HP】https://ehime-scrumproject.jp/

えひめスクラムプロジェクト Q

お申込みは
サイトフォームから
受付中！



※イベント内容及び会場は予告なく変更・終了する場合があります。



愛媛県在住者限定

家事シェア 推進キャンペーン



愛媛県では夫婦間での家事シェアを推進するため、家事分担の見直しを行ったご家庭に抽選で家事グッズをプレゼントするキャンペーンを実施します。

応募
期間

第1弾

7/1 ~ 9/30

第2弾

10/1 ~ 12/30

当選
商品

各回先着**50**名様にプレゼント／
「家事シェアスタイルブック」

さらに抽選で／
合計**200**名様に当たる！
家事グッズ **3,000**円相当

専用フォームから、家庭内の家事・育児の現状を確認し送信！

応募
方法



洗濯は
妻かな…



料理は
俺だ



完了！



第1弾：家事シェアBOOK先着50名、グッズ当選100名、11月発送予定。

第2弾：家事シェアBOOK先着50名、グッズ当選100名、2月発送予定。

厳正な抽選の上、当選者の発表は景品の発送をもってかえさせていただきます。

なお、当キャンペーン詳細につきましては、予告なく変更する場合がございますので、予めご了承ください。

おし
らせ

令和6年度のキャン
ペーン結果はこちら。
ぜひ家事シェアの参考
にしてください。



「えひめスクラムプロジェ
クト」として家事・育児関
連イベント等を実施しま
すので、ぜひご参加くだ
さい。
特設サイトはこちら。



人生100年時代を楽しむための

「人生設計」の立て方を

仲間と学ぶ、3時間。

3時間で出会う、イキイキ輝く未来の自分

ライフデザインワークショップ
LIFE DESIGN
WORKSHOP

ライフシフトの旅

2025

11.29 SAT

13:30~16:30
(開場13:00)



初開催!

気軽に参加できる

“ライフデザイン”ワークショップ!

先行きの見えない変化の時代を長く生きていく私たち。このままでいいのか、この先どうすればいいのか、もやもやとした気持ちを抱えている人も多いようです。「ライフシフトの旅」は、そんな「もやもや」を「ワクワク」に変えて、100年ライフを楽しむ旅の一步を踏み出すことを目指すワークショップです。「ライフシフトの4つの法則」をフレームワークとして、100年ライフをポジティブに捉え、自分らしさを発見し、ワクワクする未来地図を描いていきます。

場 所

サイボウズ松山オフィス

松山市二番町3丁目7-12
QUALITA MATSUYAMA 3階

受講料

3,000円※ 定員 20名

※「変身資産アセスメント」受検料含む。

愛媛で
ただ一人



ライフシフト・ジャパン認定講師

横山 めい キャリアコンサルタント/
(株)エス・ビー・シー 常務取締役

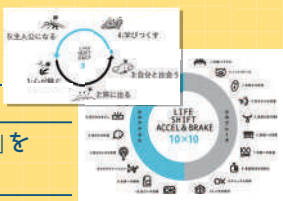
- ・ライフシフト・ジャパン認定ライフシフトパートナー
- ・ライフシフト・ジャパン認定KXオーガナイザー
- ・国家資格2級キャリアコンサルティング技能士
- ・国家資格キャリアコンサルタント
- ・日本産業カウンセラー協会認定産業カウンセラー
- ・日本キャリア開発協会認定CDA

プログラム構成(3時間)

オリエンテーション	☐ プログラムの紹介 ☐ ライフシフト概論・法則を学ぶ
アイスブレイク	☐ 参加者自己紹介
ライフシフトサイクル	☐ ライフシフトサイクルの共有 「5つのステージ」経験と「旅の仲間」のリフレクション ☐ ライフシフトサイクルのまとめ ライフシフトサイクルの今後の活用法を学ぶ
変身資産アセスメント	☐ 「変身資産アセスメント」解説 開発思想、心のアクセラとブレーキのレクチャー ☐ 変身資産の自己分析・グループディスカッション 自身の心のブレーキとアクセラの探索、アセスメントの活用法
未来地図&スモールステップ	☐ 未来地図・スモールステップ作成 100年ライフをデザインする旅の一步を踏み出す、共有と対話
クロージング	☐ 全体共有・まとめ(各グループの内容、感想を発表)

独自のアセスメント&ツールを活用

- ☒ 人生の棚卸し「マイ・ライフストーリー」
- ☒ 進むべき道を探る「価値軸カード」
- ☒ 自身の「心のアクセラ」と「心のブレーキ」を自覚する「変身資産アセスメント」



※プログラム或使用ツールは、変更になる場合がございます。

受講の流れ

- 1 専用フォームよりお申し込み、
受講料を振込にてお支払いください
※フォームに必要事項を入力・送信した後、受付完了の自動返信メールが届きます。指定の口座に受講料を支払えばお申込み完了です。
- 2 事前解説シート・ホームワークURLを
事務局より参加者へメールで送付します
- 3 講座開催前日までにホームワーク※を実施してください
※ ☐「ライフシフトの法則」等、解説動画の視聴
☐「変身資産(変わる力)アセスメント」200問 WEB回答
☐「ライフシフトサイクル(人生の棚卸し)」シート記入
- 4 講座を受講



えひめ女性リーダー育成塾

「初めてリーダーとなる方」「リーダーになったけど不安のある方」

リーダーとしてのマインドセットやスキルを学び、交流することで一歩前に進みませんか？

ハイブリッド

託児付き
(無料)

上司の方、一般の方

参加歓迎！

対面でグループワークがある場合、オンライン参加の方は聴講のみになる
可能性がございますので、あらかじめご了承ください

1日目

8/29 金

開講式 13:30～13:40
セミナー 13:40～15:00
名刺交換会（希望者のみ）
15:00～15:10

公開セミナー

地域に根差した女性活躍とキャリアの築き方 ～ともに成長する個人や組織の取組とは～

株式会社富士通四国インフォテック 代表取締役社長 竹岡 ゆかりさん

地域営業として出身地愛媛からスタートし、やがて全国レベルで活躍できるキャリアを積んだ講師。子育てしながらキャリアを形成してきた仕事への向き合い方や現在、四国の経営者の立場として考える、働きやすい職場環境や人材育成の取組についてなどをお話いただきます。

2日目

9/19 金

13:30～15:30

女性リーダーのための交渉力

S.I.C オフィス 代表 キャリアコンサルタント 河野 久美子さん

女性リーダーのなかには、「交渉」を対立と捉え苦手意識を持ってしまう方もいるかもしれません。「交渉」をお互いが納得できるゴールを目指し、Win-Winの関係性を構築する機会と捉えて、特に対外的な場面で意識して交渉力を発揮できることを目指します。

3日目

10/23 木

13:30～16:30

グループの力を引き出す合意形成のポイント

*3日目は対面のみとなります

ナラティブエナジー代表 日本ファシリテーション協会フェロー 竹本 記子さん

多様なメンバーがいる組織・チームでの話し合いや会議の場で対立を避けるあまり意見を出しにくいことはありませんか。

リーダーとして心理的安全性に配慮した上でチームのコミュニケーションを促進しメンバーが納得感を得られる合意形成、相互理解をつくるヒントを学びます。

4日目

11/20 木

13:30～15:30

チームが変わる！フィードバックのコツ～理論編～

愛媛大学 教育・学生支援機構 講師 村田 晋也さん

フィードバックとは相手の考え方や実際の行動に対して指摘や評価を行うこと。良い評価だけでなく、時には言いにくいことでも真摯にきちんと伝えられるリーダーであることが、コミュニケーションを円滑にし、部下やチームの成長につながります。効果的なフィードバックの適切な使い方や効果について理論を学びます。

5日目

12/18 木

13:30～16:30
開講式 16:30～16:40

チームが変わる！フィードバックのコツ～実践編～

倉敷芸術科学大学 学長 秦 敬治さん

前回学んだフィードバックの理論を踏まえて、より適切に相手に働きかけ、効果を得るにはどうすればよいか、具体的にチームの中で実践できるスキルを取り上げてやってみます。

CHECK 女性をサポートしたい企業や自治体のトップ、管理職の皆様へ

社員研修としてご活用いただくなど社員の皆様にご推奨ください。
また受講後に社内でアウトプットやシェアをしていただくことにより、
さらに組織全体の意識・スキル向上に役立ちます。

CHECK ひめじょネットワーク形成交流会

10月以降、新居浜市で開催予定（3回）
今後のキャリアやプライベートとの両立など
お茶とともに語りませんか？

えひめ女性リーダー育成塾《FAX専用申込書》

FAX 089-926-1661 **締切** それぞれの開催日の一週間前17時まで

フリガナ				年 齢	性 別
参加者名				※答えたくない方は記入不要	
企 業 団体名			役 職 名		
住 所	(〒 -)	電 話 番 号		() -	
同行または 同時視聴人数 (ご本人様以外)	人		メ ー ル ア ド レ ス		
複数同行または 複数同時視聴者 詳細 (複数記載可)	氏名(フリガナ)	年 齢	性 別	役 職 名	
				※答えたくない方は記入不要	

参加希望日の参加方法に○を付けてください ※スキルアップのためのプログラム上、原則として概ね半分以上の日程のご参加が有効的です。

1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
来館	来館	来館	来館	来館
オンライン	オンライン		オンライン	オンライン

※託児を希望される方(来館)は下記へ記入してください↓(満6ヵ月から就学前)

(託児に関する準備物等のご案内のため、必ず連絡先メールアドレス↑の記入をお願いします)

参 加 者 名	お子様の氏名	お子様のフリガナ	お子様の性別	年齢(月齢)

受講対象者

働く組織等においてリーダー・管理職を目指す女性、またはリーダー経験が浅い女性

※8/29(金)のみ公開セミナーのため対象は問いません!

定員：来館各回30名程度(公開セミナーは50名)

※対面希望者多数の場合は選考させていただき、オンラインへの変更等についてメールまたは郵送にてお知らせいたします。

問い合わせ先

愛媛県男女共同参画センター

〒791-8014 松山市山越町450番地

TEL 089-926-1633 FAX 089-926-1661

受講料・託児

受講料・託児料(定員10名)ともに**無料**

託児は満6ヵ月から就学前のお子さんが対象です。

※詳細はお問い合わせください。



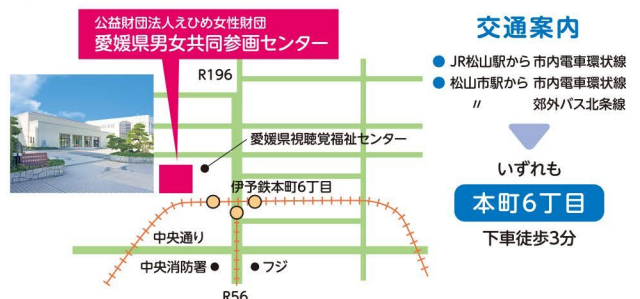
申込方法

HP申込フォーム

またはFAXにて
上記必要事項を
お知らせください。



アクセス



えひめ女性財団公式SNS



愛媛県男女共同参画センターでは、
研修、会議、ヨガ、ダンスの練習など
幅広くご利用いただけます。



《えひめ施設利用予約システム》
<https://yoyacool.e-harp.jp/ehime>

施設利用予約は
こちらから



愛媛県男女共同参画センター指定管理者
公益財団法人

えひめ女性財団

<https://www.ehime-joseizaidan.com/>

労働委員会の窓（令和7年9月分）

《会議関係》

- 9月4日 第42回四国地区労働委員会公益委員連絡協議会
「和解の取組について」など3件
- 9月12日 第1355回公益委員会議
「労働組合の資格審査について」など2件
- 9月17日 第1247回愛媛県労働委員会総会
「会長及び会長代理の選挙について」など5件
- 9月26日 第1248回愛媛県労働委員会総会
「争議行為の予告について」など9件

《集团的労使紛争関係》

○ 審査事件

事件番号	業種	申立年月日	労働組合法 7条該当号	申立内容	終結状況
6年(不) 第1号	福祉業	R6.3.21	1,3	不利益取扱い是正 支配介入の禁止 謝罪文の掲示等	R7.9.25 一部認容

《個別的労使紛争関係》

○ 労働相談

	相談者数	相談件数
9月	26	38
累計(4月～)	120	170

※相談者数と相談件数は、相談事項が複数にわたることがあるため一致しない。

雇用のトラブルまず相談

職場のトラブルでお困りの方、
労働委員会に相談してみませんか？

労働者側からの相談

- ・ 解雇に納得できない。
- ・ パワハラを受けている。 など
- ・ 賃金が説明もなく、引き下げられた。

使用者側からの相談

- ・ 退職金の折り合いがつかない。
- ・ 従業員が配置転換に応じない。 など

労働委員会は、労働相談&あっせん等
を行う公正・中立の県の行政機関です。
相談・あっせんは無料・秘密厳守でお
受けします。

愛媛県労働委員会

089-912-2996(直通)

790-8502 愛媛県松山市北持田町 132 番地

メールアドレス roundou@pref.ehime.lg.jp

ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/tirow/>

最低賃金改正のお知らせ

令和7年12月1日から愛媛県最低賃金は、

1時間 **1,033 円**です。

●業務改善助成金、キャリアアップ助成金等の各種支援
制度の活用をご検討ください。

■お問い合わせ先

愛媛労働局 賃金室 (電話 089-935-5205)

又は、最寄りの労働基準監督署

ちゃんとチェック!

最低賃金



働く人も、雇う人も、確認を忘れずに☑

愛媛県 最低賃金

令和7年
12月1日
から
時間額

1,033 円

前年比 **UP**
77円

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!

最低賃金に関する
特設サイト



最低賃金 特設サイト

検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
愛媛労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



愛媛労働局

検索

賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた支援策
等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ

検索

中小企業事業者
の皆さんへ



業務改善
助成金

最大600万円を助成





働く人も、雇う人も。 必ず確認、最低賃金！

「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、働くすべての人に適用されます。確認したい賃金（※1）と勤務地の都道府県の最低賃金額（時間額）を比較表に記入して、比較してみましょう！（※2）

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。（※2）

A 時間給の方

時間給		円	≥	最低賃金額 (時間額)		円
-----	----------------------	---	---	----------------	----------------------	---

B 日給の方

日給		円	÷	1日の 平均所定 労働時間		時間	=	時間額		円	≥	最低賃金額 (時間額)		円
----	----------------------	---	---	---------------------	----------------------	----	---	-----	----------------------	---	---	----------------	----------------------	---

C 月給の方

月給		円	÷	1か月の 平均所定 労働時間		時間	=	時間額		円	≥	最低賃金額 (時間額)		円
----	----------------------	---	---	----------------------	----------------------	----	---	-----	----------------------	---	---	----------------	----------------------	---

D 上記 A、B、C が 組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が月給の場合

- ① 基本給（日給）→ B の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ C の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額（時間額）

（※1）最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）② 1 か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

（※2）詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

業務改善 助成金

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さん！

賃金引上げを支援する
「業務改善助成金」を活用しましょう！



業務改善助成金とは？ 「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター

詳しくは、こちら

0120-366-440

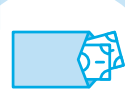
業務改善助成金 検索



Ⅰ 支給の要件



事業場内最低賃金の
引上げ



引上げ後の
賃金額の支払い



生産性向上に資する
機器・設備などを導入



解雇、賃金引下げ等の
不交付事由がない

設備投資等に
要した費用の
一部を助成

概要を動画で
チェック！



助成金 支給までの 流れ

1



交付申請書・
事業実施計画などを、
事業場がある都道府県
労働局に提出

2



交付決定後、
提出した
計画に沿って
事業実施

3



実施結果
報告書・
支給申請書を
労働局に提出

4



手続きを動画で
チェック！



専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革
推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む事業者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

リサイクル適性[®]
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。
(R7.9)

事業主
向け

教育訓練休暇給付金のご案内(簡略版)

雇用保険の一般被保険者が、在職中に職業に関する教育訓練を受けるための休暇を取得した場合、休暇期間中、失業給付に相当する給付を受けることができます。

事業主の皆さまへのお願い

教育訓練休暇給付金は、一般被保険者である**労働者本人の意思で、業務命令によらず、就業規則等に基づき**、教育訓練を受けるための**無給の休暇を取得**することが支給要件になっています。

給付金を受けるのは労働者本人ですが、**手続に関して事業主の皆さまのご対応が必要です**。
下記の**支給までの流れ**をご確認ください。

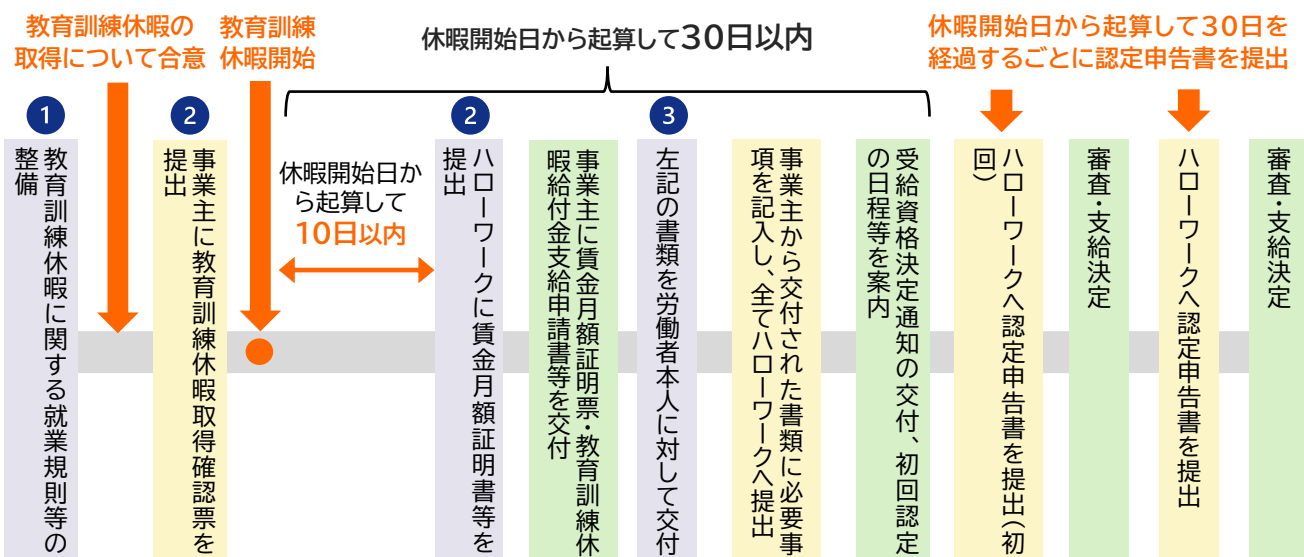
注意 解雇等を予定している労働者は、教育訓練休暇給付金の支給対象にはなりません。
なお、解雇等を予定している労働者について、虚偽の届出を行った場合は、罰則の対象になります。

支給までの流れ

事業主

労働者

ハローワーク



- 1 教育訓練休暇制度を就業規則または労働協約等に規定します。(規程例はパンフレットをご参照ください)
- 2 一般被保険者である労働者本人と事業主とで教育訓練休暇の取得について合意の上、労働者本人から教育訓練休暇取得確認票が提出されます。内容を確認して、必要事項を記入します。
その上で、労働者の休暇開始日から起算して**10日以内**に休暇開始日の前日までの賃金支払い状況等を記載した賃金月額証明書をハローワークに提出してください。(その際、必要事項を記入した教育訓練休暇取得確認票、就業規則等の写し、賃金台帳、出勤簿等を添付してください)
- 3 賃金月額証明書をハローワークに提出した後、ハローワークから賃金月額証明票(事業主控え、本人手続用)及び教育訓練休暇給付金支給申請書を交付します。賃金月額証明票(本人手続用)及び教育訓練休暇給付金支給申請書は、一般被保険者である労働者が教育訓練休暇給付金の支給申請を行うために必要になりますので、速やかに労働者本人に交付してください。

詳しくは「教育訓練休暇給付金のご案内」(パンフレット)及び厚生労働省ホームページを御確認いただき、
ご不明な点はお近くのハローワークまでお問い合わせください。



労働者
向 け

教育訓練休暇給付金のご案内(簡略版)

雇用保険の一般被保険者が、在職中に職業に関する教育訓練を受けるための休暇を取得した場合、休暇期間中、失業給付に相当する給付を受けることができます。

給付日数・給付日額等

雇用保険の加入期間に応じて給付日数が異なります。

給付日額は、原則休暇開始前6か月の賃金日額に応じて算定されます(失業給付の算定方法と同じです)。

< 給付日数 >

加入期間	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上
所定給付日数	90日	120日	150日

< 支給額のイメージ >

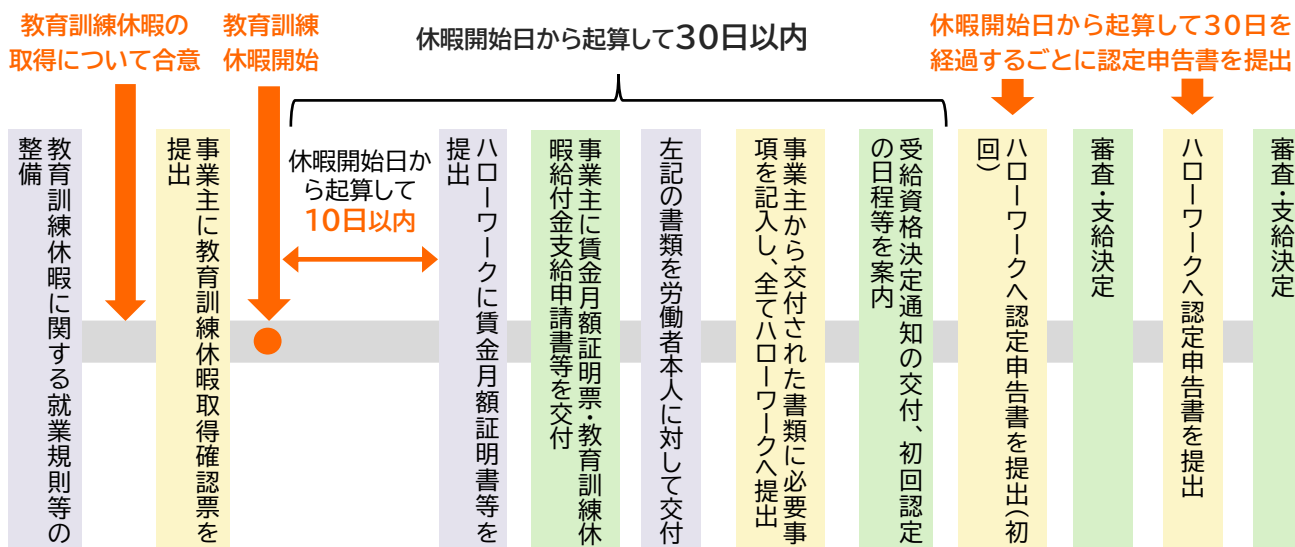
額面月収	給付月額
350,000円	約195,000円

主な支給要件

- ・ 休暇開始前**2年間に12か月以上**の被保険者期間があること
(原則、11日以上勤務実態がある月が被保険者期間として算定の対象になります)
- ・ 休暇開始前に**5年以上**、雇用保険に加入していた期間があること
(離職期間等がある場合であっても、一定の要件に合致すれば加入期間を通算できます)
- ・ 業務命令によらず、就業規則等に基づき教育訓練を受けるための無給の休暇を取得していること

支給までの流れ

労働者 事業主 ハローワーク



注意事項

教育訓練休暇給付金を受給した場合、原則として、一定期間は失業給付等の雇用保険制度に基づく給付金を受給できません(ただし、教育訓練給付金の支給要件期間には影響しません)。

教育訓練休暇の取得に当たっては、事業主の承認・手続が必要になりますので、教育訓練休暇の取得にあたっては、事業主の方とよくご相談ください。また、教育訓練休暇給付金の支給に関しては、別途詳細な要件がありますので、「教育訓練休暇給付金のご案内」(パンフレット)及びホームページをご確認いただき、ご不明な点は、住所地を管轄するハローワークまでお問い合わせください。



～障害者雇用に関する優良な中小事業主として「もにす認定」 を受けた事業所の職場見学＆セミナーを開催します。～

※「もにす認定制度」とは障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。
障害者の働く現場を見学していただき、障害者の雇用管理や職場定着のための支援など一緒に学んでみませんか。

開催日時 令和7年10月28日（火）
13:30～15:30（13:00から受付開始）

場 所 大王製紙保安検査システム(株)
(四国中央市三島紙屋町5-2 大王製紙本社ビル 2階)

定 員 20名 先着順 10月17日(金)締切（定員になり次第締切）

そ の 他 現地集合・現地解散・参加費無料（駐車場は大王製紙本社ビル前です）
申込方法 下記 URL もしくは2次元バーコードの申込フォームに入力してください。

<https://forms.office.com/r/UTjuW44yxL>

2次元バーコードはこちら→



愛媛労働局主催 福祉・教育・医療から雇用への移行推進事業

大王製紙株式会社の特例子会社である「大王製紙保安検査システム株式会社」の職場見学とセミナーを開催します！

もにす認定事業所での
見学会・就労支援セミナー

もにす認定制度とは障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取組の実施状況などが優良な中小事業主を厚生労働大臣が認定する制度です。

試験分析サービス

設備管理サービス

水耕栽培

警備業サービス

農福連携
大王製紙保安検査システム株式会社
Welfarm

内容
①会社概要の説明
②清掃業務の見学
③水耕栽培の見学
④担当者によるセミナー
⑤質疑応答

開催日 10/28（火） 時 間 13:30～15:30
（13:00から受付開始）

場 所 大王製紙保安検査システム株式会社
（四国中央市三島紙屋町5-2 大王製紙本社ビル2階）

定 員 20名 先着順 参加申込締切 10/17（金）
定員になり次第締切

その他 現地集合・現地解散
参加費無料

【お申し込み方法】
右の二次元コード または 下記参加URL
「参加申し込みフォーム」より
お申し込みください。
forms.office.com/r/UTjuW44yxL

【問い合わせ先】 愛媛労働局 職業安定部 職業対策課
（担 当） 田村・山田
（TEL） 089-941-2940

9月5日から対象事業所を拡充 令和7年度業務改善助成金を一部変更します

中小企業等多くの皆さまに活用していただけるよう、業務改善助成金の対象事業所の範囲を拡充します。具体的には、事業場内最低賃金が、改定後の地域別最低賃金未満までの事業所が、地域別最低賃金の改定日の前日までに、賃金を引き上げる場合についても、助成を受けることができます。

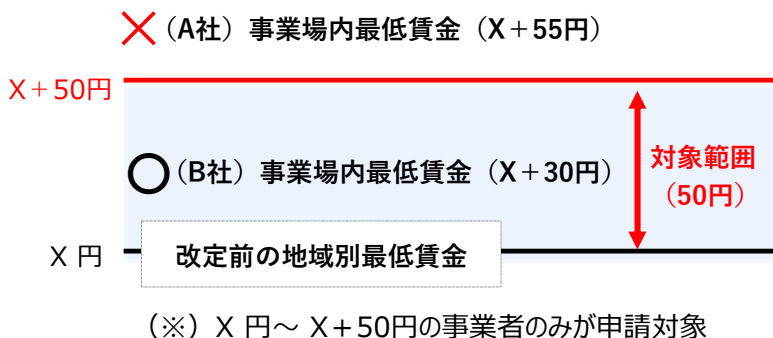
また、最低賃金の影響を強く受ける中小企業等が活用しやすくなるよう、特例的に、賃金引上げ計画の事前提出についても省略を可能とします。

拡充のポイント

① 対象事業場の拡大

従来

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内 の事業所が対象

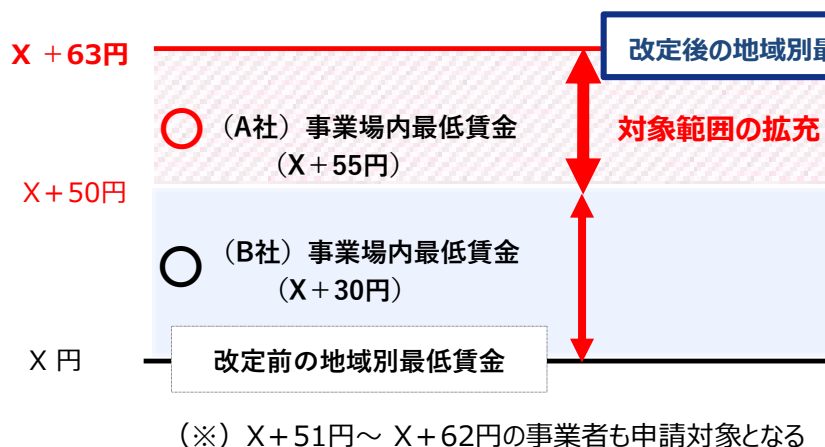


事業場内最低賃金が $X + 50$ 円までの事業所が対象となります。

拡充

事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金未満までの事業所が対象

＜例：地域別最低賃金が改定前 X 円、改定後 $X + 63$ 円（引上額63円）の場合＞



事業場内最低賃金が $X + 51$ 円 ~ $X + 62$ 円までの事業所が対象となります！

※ 事業場内最低賃金が改定後地域別最低賃金と同額の場合は対象外

②賃金引上げ後の申請

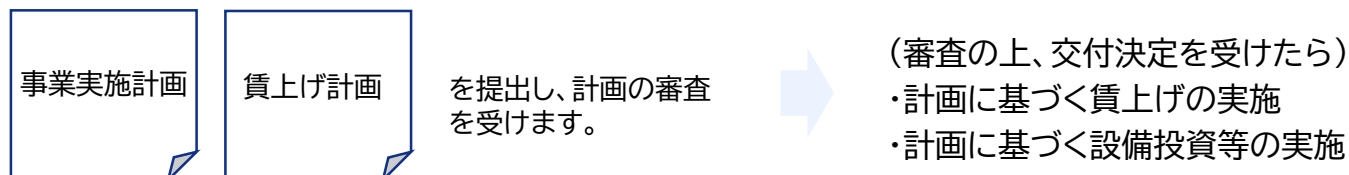
従来

賃金引上げ後の申請は不可

申請前に賃金引上げ計画を立て、申請後に賃金を引き上げる必要があります

必要な手続き: 申請書や見積書のほかに、以下の書類の提出が必要です。

- ・賃金引上げ計画
- ・事業実施計画(設備投資等の計画)



拡充

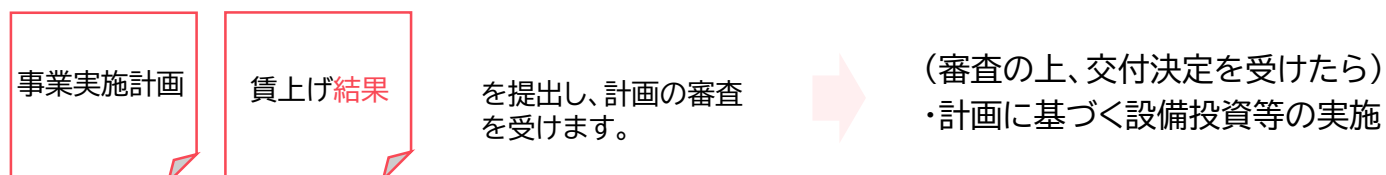
賃金引上げ計画の事前提出について省略可能

令和7年9月5日から令和7年度当該地域の最低賃金改定日の前日まで(※)に賃金引上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は**不要**となりました

※同期間以外の賃金引上げは一切対象となりませんのでご注意ください。

必要な手続き: 申請書や見積書のほかに、以下の書類の提出が必要です。

- ・賃金引上げ**結果**
- ・事業実施計画(設備投資等の計画)



助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを事業場所在地を管轄する都道府県労働局に提出

審査・
交付決定

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

労働局に事業実施結果を報告

審査

支給

注意事項

- ・交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象になりません。
- ・事業所での賃金引上げ日から地域別最低賃金の発効日まで勤務実績がないことにより、賃金引上げの実施を確認できない場合は、当該労働者を賃金引上げ対象者に含めることはできません。
- ・申請におかれましては、必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- ・申請期限は、申請事業所に適用される地域別最低賃金改定日の前日です。
- ・予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・同一事業所の申請は年度内1回までです。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、
業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。
電話番号: 0120-366-440 (受付時間 平日 9:00~17:00)

知っていますか？

フリーランスの取引に関する新しい法律 「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が 2024年11月1日に施行されました。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と

②フリーランスの方の就業環境の整備

を図ることを目的としています。

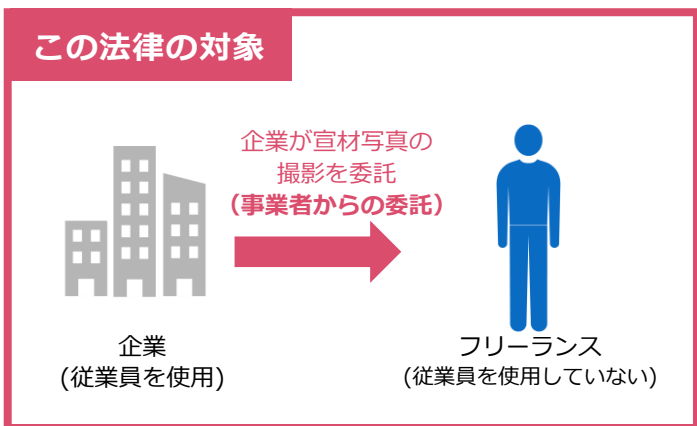
法律の適用対象

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

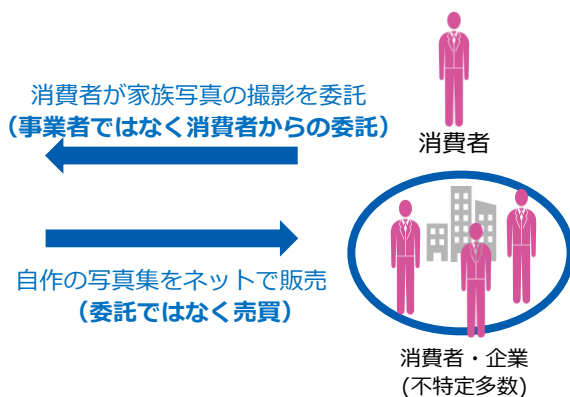
フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※ 一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合がありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

例：フリーランスとして働くカメラマンの場合



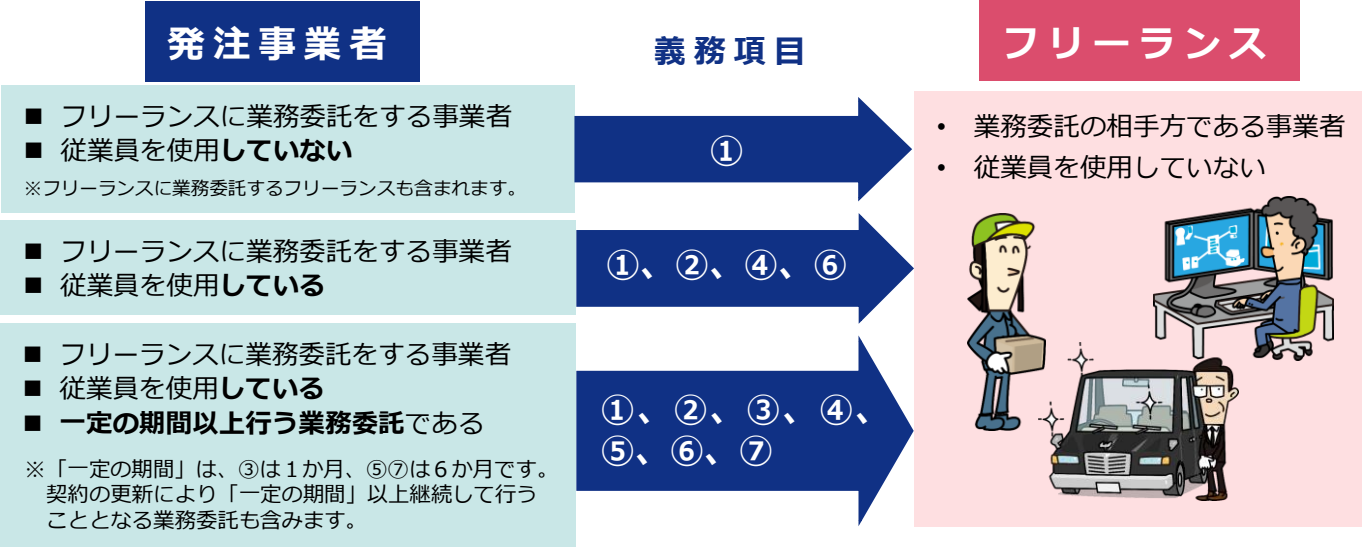
この法律の対象外



- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットでは伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含みません。具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる者」が「従業員」にあたります。
- 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「フリーランス」にあたります。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。



義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領／役務提供を受ける日」「給付を受領／役務提供を受ける場所」「（検査を行う場合）検査完了日」「（現金以外の方法で支払う場合）報酬の支払方法に関する必要事項」
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買ったとき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと ※募集情報を掲載する際には、氏名（名称）・住所・連絡先・業務の内容・業務に従事する場所・報酬（6情報）の記載が必要。
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

● 発注事業者の義務の具体的な内容などは、政省令・告示などで定めております。詳細な法律等の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。

● 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、
項目④～⑦については、厚生労働省（都道府県労働局）
までお問合せください。

内閣官房

公正取引委員会

中小企業庁

厚生労働省

令和7年9月改訂

事業主の
みなさまへ

男女雇用機会均等法における母性健康管理の措置

1. 健康診査等をうけるために必要な時間の確保

事業主は、女性労働者が妊産婦のための保健指導、健康診査を受診するために必要な時間を確保できるようにしなければなりません。

妊娠中の場合・・・

- 妊娠23週まで → 4週間に1回
- 妊娠24週～35週まで → 2週間に1回
- 妊娠36週～出産まで → 1週間に1回

出産後1年以内の場合・・・

医師等が健康診査等を受けることを指示したときは、その指示に基づいて必要な時間を確保する必要があります。

2. 指導事項を守ることができるようにするための措置

妊娠中及び出産後の女性労働者が、健康診査等を受け、医師等から指導を受けた場合は、その女性労働者が受けた指導を守ることができるようにするために、事業主は必要な措置を講じなければなりません。

措置の具体例

- ①時差出勤や勤務時間の短縮
- ②休憩時間の延長、休憩回数の増加
- ③長時間の立作業が必要な業務の場合、椅子を配置し適宜休憩を可能にする など

ご注意ください！！

妊娠中及び出産後の母性健康管理の措置を求め、又は当該措置を受けたことによる不利益な取扱いが禁止されています。

【パンフレット（働く女性の母性健康管理のために）のご案内】

母健連絡カードの様式（p10～11）や、就業規則への規定例（p25～27）が記載されています。詳細につきましてはパンフレットをチェック↓

お問合せ先



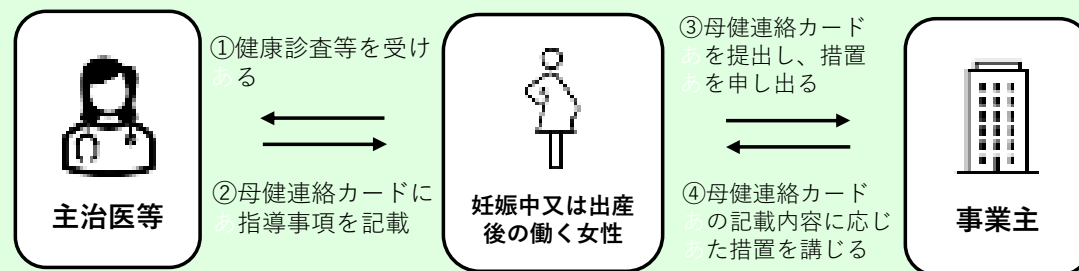
愛媛労働局 雇用環境・均等室
TEL：089（935）5222



母性健康管理指導事項連絡カードを利用しましょう！

「母健連絡カード」とは、医師等が行った指導事項の内容を、妊産婦である女性労働者から事業主へ的確に伝えるためのカードです。

～母健連絡カード利用の流れ～



愛媛労働局からのお知らせです。

10月31日（金）は、労働保険（労災保険・雇用保険）料の第2期分の納付期限となっております。

対象となる事業主の皆様には、10月16日頃に納付書をお届けしますので、最寄りの金融機関にて納付をお願いします。

御不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

問合せ先：松山市若草町4－3

愛媛労働局労働保険徴収室 TEL 089－935－5202

愛媛県社会保険労務士会無料相談会

毎年10月は「社会保険労務士制度推進月間」です。

愛媛県社会保険労務士会では、広く県民に社労士制度を知っていただくとともに、社会貢献活動の一つとして労働問題・年金などの「無料相談会」を開催します。お気軽にご相談ください。

開催日時及び開催場所

○ 令和7年10月26日（日）10：00～15：00

●SAIJO BASE

○ 令和7年10月26日（日）11：00～17：00

●フジグラン今治〔1階 シースルーエレベーター前〕

●フジグラン松山〔遊々館2階 北側駐車場連絡通路前〕

●フジグラン重信〔グランモール1階 特設コーナー〕

●きさいや広場〔屋外スペース〕

相談内容 公的年金、
健康保険（傷病手当金、出産手当金、高額医療費等）
労働保険（雇用保険、労災保険、各種給付）
労働条件（賃金、退職金、労働時間、休日、年次有給休暇）
解雇・退職・セクハラ・パワハラ等
労使関係（個別労働紛争）
各種助成金

（お問い合わせ先）

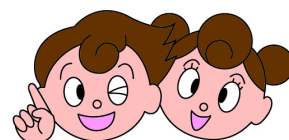
〒790-0813 松山市萱町4丁目6番地3

愛媛県社会保険労務士会

事務局長 橋本 珠樹

TEL 089-907-4864

FAX 089-923-1133



掛金の一部を国が助成。

有 利

掛金は
全額非課税

手数料もかかりません。

事業主と生計を一にする
同居の親族のみを雇用する
事業所の従業員も、次の条件を
満たしていれば加入できます。

- 小規模企業共済制度に加入していないこと
 - 事業主との使用従属関係を確認できる書類の提出が可能なこと
- ※掛金助成の対象となりません。

詳しくはホームページを
ご覧ください。

中退共

検索



ご存知ですか？ 中退共の退職金制度。

中退共は、設立以来119万社以上の中小企業が利用している国の退職金制度です。

安 心

国の退職金制度
安心・確実

簡 単

外部積立型だから
管理がカンタン

人材の 定着

従業員の意欲の向上
にもつながります。

パートさんも
加入できます。

パートさんのための
特例掛金月額を
ご用意しています。

中 退 共 制 度 の し く み

① 加入申込

お近くの金融機関等の窓口でお申込みください。事業主が中退共と「退職金共済契約」を結び共済手帳が送付されます。

② 掛金納付

毎月の掛金は全額事業主負担で、口座振替で納付します。

③ 支 払 い

退職した従業員の請求に基づき、中退共から退職金が直接支払われます。



(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211